

平成22年度国民健康保険税

平成22年度国民健康保険税(国保税)の税率が表1のとおり変わりました。

あなたの健康を支える国保

国民健康保険(国保)は、加入している皆さんが病気やけがで医療機関などにかかっても、一定の負担で安心して治療を受けられるように、町が保険者となり、費用を公平に負担していただきながら運営している医療保険制度です。

国保税は大切な財源です

国保税は、国保を運営するためにその年度に見込まれる総医療費などから、国や県などの負担分(補助金など)を差し引いた残りの費用を、各世帯単位で負担していただくことになっています。

加入している皆さんから負担していただく国保税が、重要な財源となっていますので、忘れずに納付しましょう。

なお、納税通知書は7月中旬に世帯主の方へ送付しますので、各期の納付期限内に納付をお願いします。

◆国保税納期一覧◆

期別	納付期限
1期	8月2日(月)
2期	8月31日(火)
3期	9月30日(木)
4期	11月1日(月)
5期	11月30日(火)
6期	12月27日(月)
7期	1月31日(月)
8期	2月28日(月)

表1

◆平成22年度の国保税率◆

○表の見方

- 【応能割】 ■ 所得割・・・前年の総所得に応じた割合で算出される額
 ■ 資産割・・・資産(土地や家屋などの固定資産税額)に応じた割合で算出される額
- 【応益割】 ■ 均等割・・・世帯の加入者の人数に応じて算出される額
 ■ 平等割・・・どの世帯も同額で割り当てられる額
- 【医療分】加入するすべての世帯に課税されます。
 【後期高齢者支援金分】加入するすべての世帯に課税されます。
 【介護納付金分】40歳から64歳までの被保険者がいる世帯に課税されます。

区分		平成22年度	平成21年度	増減	
応能割	所得割	医療分	5.94%	4.48%	1.46%の増率
		後期高齢者支援金分	1.86%	1.43%	0.43%の増率
		介護納付金分	1.60%	1.37%	0.23%の増率
	資産割	医療分	27.48%	27.48%	据置
		後期高齢者支援金分	7.02%	7.02%	据置
		介護納付金分	7.77%	7.77%	据置
応益割	均等割	医療分	18,900円	17,200円	1,700円の増額
		後期高齢者支援金分	5,700円	5,300円	400円の増額
		介護納付金分	7,900円	7,900円	据置
	平等割	医療分	21,900円	20,700円	1,200円の増額
		後期高齢者支援金分	6,500円	5,800円	700円の増額
		介護納付金分	5,400円	5,400円	据置
課税限度額		医療分	500,000円	470,000円	3万円の増額
		後期高齢者支援金分	130,000円	120,000円	1万円の増額
		介護納付金分	100,000円	100,000円	据置

※退職被保険者分の税額も同一となります。